6・7　（略）

8　都道府県は、対象予定学生及び対象医師が、それぞれ第五項の同意及び第六項の選択を適切に行うことができるよう、法第三十条の二十三第一項各号に掲げる者の協力を得て、大学の医学部において医学を専攻する学生の将来の職業生活設計に関する意識の向上に資する取組を実施するものとする。

別表第七（第三十条の三十関係）

項	式
（略）	（略）
三	$\{\Sigma B_3+\Sigma B_4+\Sigma B_5(1-X_1)+\Sigma B_6(1-X_2)+C_3-D_3\}/E_3$

備考

この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A_1～B_2　（略）

B_3　精神病床における入院期間が三月未満である入院患者のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数

B_4　精神病床における入院期間が三月以上一年未満である入院患者のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数

B_5　精神病床における入院期間が一年以上であって認知症でない入院患者のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数

B_6　精神病床における入院期間が一年以上であって認知症である入院患者のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数

C_1～Ⅰ　（略）

X_1　精神病床における入院期間が一年以上であって認知症でない入院患者に係る政策効果に関する割合として、厚生労働大臣が定めるところにより都道府県知事が定める値

X_2　精神病床における入院期間が一年以上であって認知症である入院患者に係る政策効果に関する割合として、厚生労働大臣が定めるところにより都道府県知事が定める値

（削る）

7・8　（略）

9　都道府県は、対象予定学生及び対象医師が、それぞれ第六項の同意及び第七項の選択を適切に行うことができるよう、法第三十条の二十三第一項各号に掲げる者の協力を得て、大学の医学部において医学を専攻する学生の将来の職業生活設計に関する意識の向上に資する取組を実施するものとする。

別表第七（第三十条の三十関係）

項	式
（略）	（略）
三	$\dfrac{\Sigma A_2B_3+\Sigma A_2B_4+\Sigma A_2B_5\alpha\beta+\Sigma A_2B_6\gamma+C_3-D_3}{E_3}$

備考

この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A_1～B_2　（略）

B_3　精神病床における入院期間が三月以上一年未満である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率

B_4　精神病床における入院期間が三月以上一年未満である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率

B_5　精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る性別及び年齢階級別の入院受療率

B_6　精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る性別及び年齢階級別の入院受療率

C_1～Ⅰ　（略）

α　精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として厚生労働大臣が定める数値の範囲内で都道府県知事が定める値

β　地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案し、厚生労働大臣が定めるところにより都道府県知事が定める値

γ　地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、これまでの認知症施策の実績を勘案し、厚生労働大臣が定めるところにより都道府県知事が定める値

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、医療法施行規則第三十条の三十三の十七の改正規定は、公布の日から施行する。